

自動車販売業 個人情報保護指針

初 版

制定 2004年(平成16年)12月9日 第240回 理事会

近年、IT技術の向上に伴い、コンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報を処理することが可能となった。このような高度情報化社会において、企業活動における個人情報の取扱いは、今後ますます拡大していくことが予想される。反面、このようなネットワークの発達した社会では、いったん流出した情報を回収することはほぼ不可能であり、特に個人情報は、その性質上、漏えいなど誤った取扱いをされると個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがある。

こうした状況を踏まえ、誰もが安心してIT社会の便益を享受するための制度的基盤として平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」が成立し、公布された。この法律は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としており、民間事業者の個人情報の取り扱いに関して共通する必要最低限のルールを定めたものである。

個人情報保護法では、これら個人情報を適法・適正に管理することが要求されているところである。このような状況の中で自動車販売業は、他の小売業・サービス業などと比較しても高額商品を取り扱っており、お客様との接点も多く、多種多様な個人情報を活用し、販売活動を行っている。したがって、これらの個人情報の取り扱いについて、同法が要求する各種措置を整備する必要がある。

本指針は、社団法人日本自動車販売協会連合会の会員における個人情報の適正な取扱いの基準として、経済産業省、国土交通省及び厚生労働省が策定したガイドラインを踏まえ、法第43条第1項に基づき、社団法人日本自動車販売協会連合会が定めた個人情報保護指針である。

第1章 総則

(目的)

第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律第43条第1項に基づき、自動車の販売を主な業務とする事業者における個人情報の適正な取扱いの確保を目的とし、自販連が定める。

(定義)【法第2条関連】

第2条 この指針で用いる用語の定義は次による。

(1)個人情報【法第2条第1項関連】

生存する「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができるもの、又は他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものをいう。「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声も含まれ、暗号化されているかどうかを問わない。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、「生存する個人」は日本国民に限られず、外国人も含まれるが、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人などの団体そのものに関する情報は含まれない。

(2) 個人情報データベース等【法第2条第2項関連】

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、ファイルやカルテ、お客様台帳など個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、生年月日順、作成日順等）に従って整理・分類し、他人によっても容易に検索可能な状態においているものをいう。

(3) 「会員」【法第2条第3項関連】

本指針の対象となる社団法人日本自動車販売協会連合会の会員。なお、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない会員は本指針の対象外であるが、本指針に従うことが望ましい。

(4) 「個人データ」【法第2条第4項関連】

会員が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

(5) 「保有個人データ」【法第2条第5項関連】

会員が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する「個人データ」をいう。ただし、以下に該当するものは除く。

・当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。

・当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不法な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの。

・当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの。

・当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。

・6ヶ月以内に消去する（更新することは除く）こととなるもの。

(6) 「本人」【法第2条第6項関連】

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(7) 「労働者等」【厚生労働省指針】

会員に使用されている労働者、会員に使用される労働者になろうとする者及びなろうとした者並びに過去において会員に使用されていた者をいう。

(8) 「従業者」

会員の中にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員も含まれる。

(9) 「本人に通知」

本人に直接知らしめることをいう。

具体的には、面談、電話にて口頭で説明すること、電子メール、ファックスにて送信すること、文書を郵便で送付する事などが挙げられる。

(10) 「公表」

広く一般に自己の意思を知らしめること（不特定多数の人々を知ることができるように発表すること）をいう。

具体的には、ホームページへの掲載をすること、店舗・事務所等に掲示あるいは備え付けること、商品・パンフレット等に掲載すること、新聞・雑誌等に掲載すること等が挙げられる。

(11) 「本人に対し、その利用目的を明示」

本人に対して、明確に示すことをいう。

具体的には、契約書その他の書面に利用目的を明示したり、インターネット上では、ユーザー入力画面やユーザー宛メールに明記等することが挙げられる。

(12) 「本人の同意」

本人の個人情報、会員によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。

具体的には本人による署名・捺印、同意する旨のメールの受信、同意する旨の確認欄へのチェック、同意する旨のボタンのクリック、音声入力やタッチパネルによる承諾を得ること等が挙げられる。

(13) 「本人が容易に知り得る状態」

本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、容易に知ることができる状態に置くことをいう。

具体的には、ホームページへの掲載をすること、店舗・事務所等に掲示あるいは備え付けすること、商品・パンフレット等に掲載すること、新聞・雑誌等に掲載すること等による公表が継続的に行われていること、当該事項を知るための方法をあらかじめ通知しておくこと等が挙げられる。

(14) 「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）」

本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。

具体的には、店舗にパンフレットを備えておくこと、問い合わせ窓口を設け、問い合わせがあれば、口頭又は文書で回答することが挙げられる。

(15) 「提供」

個人データを利用可能な状態に置くことをいう。個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データを利用できる状態であれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

第2章 会員の義務等

（利用目的の特定）【法第15条～16条関連】

第3条 会員は、利用目的をできる限り特定しなければならず、特定した利用目的の達成に必要な範

圏を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、可能な限り具体的に特定するとともに、個々の処理ごとの目的を特定するのではなく、あくまで会員において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかを特定する必要がある。

具体的には、「自動車販売業における商品、サービス、お客様満足度アンケート調査、保険の案内等」を郵便、電話、電子メールなどで知らせることを利用目的とすることが挙げられる。したがって、単に「当社の事業活動」、「お客様のサービスの向上」等を利用目的とすることは、できる限り特定したことはない。

第三者に情報を提供する場合には、第9条を参照。

また、お客様の与信調査のために、信用調査機関に加盟し、個人情報を照会している場合は、その旨も利用目的とする必要がある。

前項により特定した利用目的は、本人が想定することが困難でない範囲内で変更することは可能である。なお、その場合は、変更された利用目的について、本人に通知するかもしくは公表しなければならない。

会員は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送付や電話をかけること等）は、当初の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

会員が、合併、分社化、営業譲渡等により他の事業者から事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合であって、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にはならず、本人の同意を得る必要はない。

第3項、第4項において本人の同意を得ることが求められる場合でも、以下のような場合にはその適用を受けない。

(1)法令に基づいて個人情報を取り扱う場合。

例えば、所得税法第225条第1項等による税務署長に対する支払調書等の提出、商法274条の3による親会社の監査役の子会社に対する調査が必要であると認められる場合の対応などが挙げられる。

(2)人（法人を含む）の生命又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人情報の利用が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（他の方法により、当該権利利益の保護が十分可能である場合を除く）。

例えば、急病その他の事態時に、本人について、その血液型や家族の連絡先等を医師や看護師に提供する場合や、私企業間において、意図的に業務妨害を行う者の情報について情報交換される場合等が挙げられる。

(3)公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（他の方法により、公衆衛生の向上又は児童の育成が十分可能である場合を除く）。

健康保険組合などの保険者等が実施する健康診断やがん診断等の保険事業について、精密検査の結果や受診状況等の情報を、健康増進施策の立案や事業の効果の向上を目的として免疫研究又は統計調査のために、個人名を伏せて研究者等に提供する場合等が挙げられる。

(4)国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であ

り、協力する民間企業等が目的外利用を行うことについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に障害を及ぼすおそれがある場合。

例えば、指定統計以外の統計（届出統計、承認統計）において、行政機関が事業者等から個人情報を含む情報を一括して収集し、統計処理する場合等が挙げられる。

（個人情報の取得）【法第 17 条～18 条関連】

第 4 条 会員は、窃盗、脅迫、偽り等の手段により個人情報を取得してはならない。

会員は、個人情報を取得する場合、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない。

会員は、前項の規定に関わらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。なお、口頭による個人情報の取得にまで、当該義務を課すものではない。

会員は、本人が想定することが困難でない範囲内で利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知するか、もしくは公表しなければならない。

以下の場合においては、第 2 項、3 項、及び 4 項はその適用を受けない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

例えば、暴力団、総会屋等による不当要求等の被害を防止するため、当該個人に関する情報を取得し、相互に情報交換を行っている場合、利用目的を通知又は公表することにより、当該暴力団等の逆恨みにより、第三者たる情報提供者が被害を被るおそれがある場合等が挙げられる。

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより企業秘密に関する事等が他社に明らかになり、当該会員の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合。

例えば、通知又は公表される利用目的の内容により、当該会員が行う新商品等の開発内容、営業ノウハウ等の企業秘密に関わるようなものが明らかになってしまう等が挙げられる。

(3) 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

例えば、公開手配を行わないで、被疑者に関する個人情報を、警察から被疑者の立ち回りが予想される会員に限って提供する場合、警察から受け取った当該会員が、本人の目的外利用の同意を得ることにより、捜査活動に重大な支障を及ぼすおそれがある場合等が挙げられる。

(4) 個人情報が取得される状況から見て利用目的が自明であると認められる場合。

例えば、商品・サービスの宅配・配送事業者に注文する場合、住所・電話番号等の個人情報を提供することとなるが、その利用目的は商品・サービスを確実に配達するためという自明の利用目的であるような場合等が挙げられる。

(データ内容の正確性の確保)【法第 19 条関連】

第 5 条 会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手續の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

この場合、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。

(安全管理措置)【法第 20 条関連】

第 6 条 会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的、及び技術的安全管理措置を講じなければならない。その際、本人の個人データが漏えい、滅失、又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、個人データの取扱状況に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。なお、その際には、個人データを記録した媒体の性質に応じた安全管理措置を講じることが望ましい。

会員は、個人データの安全管理について、以下の事項に基づき、従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書（以下「規程等」という）を整備運用し、その実施状況を確認する等、組織的安全管理措置を行わなければならない。

- (1)個人データの安全管理措置を講じるための組織的体制の整備
- (2)個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
- (3)個人データ取扱台帳の整備
- (4)個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善
- (5)事故又は違反への対処

会員は、以下の事項に基づき、従業者に対する、業務上秘密とされた個人データの非開示契約の締結や、教育・訓練等の人的安全管理措置を行わなければならない。

- (1)雇用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結
- (2)従業者に対する教育・訓練の実施

会員は、以下の事項に基づき、入退館（室）の管理、個人データの盗難の防止等、物理的な安全管理措置を行わなければならない。

- (1)入退館（室）の管理の実施
- (2)盗難等の防止
- (3)機器・装置等の物理的な保護

会員は、以下の事項に基づき、個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的な安全管理措置を行わなければならない。

- (1)個人データへのアクセスにおける識別と認証
- (2)個人データへのアクセス制御
- (3)個人データへのアクセス権限の管理
- (4)個人データへのアクセス記録
- (5)個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策

- (6)個人データの移送・通信時の対策
- (7)個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- (8)個人データを取り扱う情報システムの監視

会員は、個人データの漏えい等が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、以下の措置を行わなければならない。

- (1)事実調査及び原因究明を行うこと。
- (2)事実関係を本人に速やかに通知すること。
- (3)事実関係を自販連等関係者に直ちに報告すること。
- (4)事実関係及び再発防止策を公表すること。

(従業者の監督)【法第 21 条関連】

第 7 条 会員は、その従業者に個人データを取扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。なお、従業者を監督するにあたり、従業者をモニタリングすることは、第 10 条に定める重要事項に該当する。

(委託先の監督)【法第 22 条関連】

第 8 条 会員は、個人データの取扱いの一部又は全部を委託する場合、当該個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

「必要かつ適切な措置」には、委託契約において委託者である会員が定める安全管理措置の内容を契約に盛り込むとともに、当該契約の内容が遵守されていることを、予め定めた間隔で定期的に確認することも含まれる。

委託先に対する監督を行うに際しては、契約書等の書面において、合意した内容を明確にすることが重要である。契約書等においては、個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じて以下に掲げる項目及びその他必要と認められる項目について記載しなければならない。

また、委託者が受託者について「必要かつ適切な措置」を行っていない場合で、受託者が再委託をした際に、再委託先が適切といえない取扱いを行ったことにより、何らかの問題が生じた場合は、元の委託先がその責めを負うことがあり得るので、再委託する場合は注意を要する。

- (1)委託者及び受託者の責任の明確化
- (2)個人データの安全管理に関する事項
 - 個人データの漏えい防止、盗用禁止に関する事項
 - 委託契約範囲外の加工、利用の禁止
 - 委託契約範囲外の複写、複製の禁止
 - 委託契約期間
 - 委託契約終了後の個人データの返還・消去・廃棄に関する事項
- (3)再委託に関する事項
 - 再委託を行うに当たっての委託者への文書による報告
- (4)個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容及び頻度
- (5)契約内容が遵守されていることの確認
- (6)契約内容が遵守されなかった場合の措置
- (7)セキュリティ事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

(第三者への提供)【法第 23 条関連】

第 9 条 会員は、あらかじめ、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、以下の場合は本人の同意なく第三者への提供を行うことができる。

(1)法令に基づいて個人情報を取り扱う場合。

例えば、金融機関による疑わしい取引の届出（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 54 条第 1 項）、税務署長に対する支払調書等の提出（所得税法第 225 条第 1 項等）、対象会員（個人情報取扱事業者）の自販連（認定個人情報保護団体）に対する資料提出等（個人情報保護法第 42 条第 2 項、第 3 項）裁判所の文書提出命令に応じる場合（民事訴訟法第 220 条）等が挙げられる。

(2)人（法人を含む）の生命又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（他の方法により、当該権利利益の保護が十分可能である場合を除く）。

例えば、急病その他の事態時に、本人について、その血液型や家族の連絡先等を医師や看護師に提供する場合や、私企業間において、意図的に業務妨害を行う者の情報について情報交換される場合等が挙げられる。

(3)公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（他の方法により、公衆衛生の向上又は児童の育成が十分可能である場合を除く）。

健康保険組合などの保険者等が実施する健康診断やがん診断等の保険事業について、精密検査の結果や受診状況等の情報を、健康増進施策の立案や事業の効果の向上を目的として免疫研究又は統計調査のために、個人名を伏せて研究者等に提供する場合等が挙げられる。

(4)国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に障害を及ぼすおそれがある場合。

例えば、税務署の職員又は地方公共団体の税務担当職員が、適正な課税の観点から、個々の質問検査権等の規定によらずに任意調査（課税に必要な資料情報の収集等）を行う場合、犯罪の防止その他公共の安全と秩序の維持の観点から、（個別の犯罪事件の捜査とは別に）警察機関が行う情報収集活動に協力する場合等が挙げられる。

会員は、第三者提供におけるオプトアウト を行っている場合には、本人の同意なく、個人データを第三者に提供することができる。

「第三者提供におけるオプトアウト」とは、提供にあたり予め、以下の(1)～(4)の情報を、本人に通知する又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをいう。

(1)第三者への提供を利用目的とすること

(2)第三者に提供される個人データの項目

(3)第三者への提供の手段又は方法

(4)本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

なお、以下の場合は、第三者には該当しないため、本人の同意又は第三者提供におけるオプトア

ウトを行うことなく、情報の提供を行うことができる。

- (1) 個人情報の取扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合。
- (2) 合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継され個人データが移転される場合。
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、以下の情報をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、共同利用することを明らかにしている場合。

・ 共同して利用される個人データの項目。

例えば、住所・氏名・生年月日・電話番号・勤務先など、具体的に項目を特定しなければならない。

・ 本人から見てその外延が明確である程度の共同利用者の範囲。

例えば、「社団法人日本自動車販売協会連合会の当社が加盟する支部に加盟する会社間」など、外延が明確である限りは、必ずしも個別列挙は必要ない。

・ 利用する者の利用目的（共同して利用する個人データの全ての利用目的）

・ 開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称（共同利用者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する事業者を、「責任を有する者」といい、共同利用者の内部の担当責任者をいうのではない）

例えば、盗難車輛に関する情報を都道府県等限定された地域内の販売店で共有する場合、旅行業においてグループ企業を通じて移動・宿泊・観光・食事といった総合的なサービスを提供する場合や、金融機関間で資金需要者の延滞や貸倒れ等の情報を交換する場合等が挙げられる。

雇用管理に関する個人データの第三者への提供(法第23条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く)に当たっては、特に以下の事項に留意しなければならない

- (1) 提供先において、その従業者に対し、当該個人データの取扱いを通じて知り得た情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。
- (2) 当該個人データの再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書をもって会員の了承を得ること。但し、当該再提供が、法第23条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。
- (3) 提供先における保管期間等を明確にすること。
- (4) 利用目的達成後の個人データの返却又は提供先における破棄若しくは削除が適切かつ確実にされること。
- (5) 提供先における個人データの複写及び複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く）を禁止すること。

（雇用管理に関する個人情報の取扱い）

第10条 会員は、雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するため、下記各号の措置をとらなければならない。

- (1) 第11条第2項に定める保有個人データの開示に関する事項を定める場合、その他雇用管理に関する個人情報の取扱いに関する重要事項を定めるときは、あらかじめ労働組合等に通知し、必要に応じて、協議を行うこと。

(2)前項の重要事項を定めたときは、労働組合等が容易に知り得る状態にしなければならない。

第3章 保有個人データの公表・開示・訂正・利用停止等

(保有個人データに関する事項の公表等)【法第24条関連】

第11条 会員は、保有個人データについて、以下の情報を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む)に置かなければならない。

(1)会員の名称。

(2)全ての保有個人データの利用目的(ただし、下記(2)~(4)を除く)。

(3)開示等の求めの方法及び保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示に係る手数料の額(定めた場合に限る)。

(4)保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な以下の事項。

・当該会員が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申し出先。

・当該会員が対象となる認定個人情報保護団体の名称として「社団法人日本自動車販売協会連合会」、及び苦情の解決の申し出先として「消費者相談室 TEL:03-5733-3105」。

会員は、以下の場合を除いて、本人から、自己が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく本人に通知しなければならない。なお、通知しない旨を決定したときも、遅滞なく本人に通知しなければならない。

(1)前項の措置により、自己が識別される保有個人データの利用目的が明らかである場合。

(2)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

例えば、暴力団、総会屋等による不当要求等の被害を防止するため、当該個人に関する情報を取得し、相互に情報交換を行っている場合、利用目的を通知又は公表することにより、当該暴力団等の逆恨みにより、第三者たる情報提供者が被害を被るおそれがある場合等が挙げられる。

(3)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該会員の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合。

例えば、通知又は公表される利用目的の内容により、当該会員が行う新商品等の開発内容、営業ノウハウ等の企業秘密に関わるようなものになってしまう等が挙げられる。

(4)国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

例えば、公開手配を行わないで、被疑者に関する個人情報を、警察から被疑者の立ち回りが予想される会員に限って提供する場合、警察から受け取った当該会員が、本人の目的外利用の同意を得ることにより、捜査活動に重大な支障を及ぼすおそれがある場合等が挙げられる。

(保有個人データの開示)【法第25条関連】

第12条 会員は、本人から、自己が識別される保有個人データの開示(存在しないときにはその旨を知らせることを含む)を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法(開示の求めを行

った者が同意した方法があるときは、その方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

ただし、開示することにより、下記のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、この場合は、その旨を本人に通知しなければならない。

なお、他の法令の規定により、別途開示の手続が定められている場合には、当該別途の開示の手続が優先されることとなる。

(1)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

例えば、会員が保有する本人に関する調査報告書(保有個人データ)の中に第三者の秘密が記載されている場合であって、本人と第三者が紛争関係や営業上の競争関係にある場合において、第三者による本人に関する記述内容等が本人に知られることにより、第三者が正当な利益を損なったりするおそれがある場合等が挙げられる。

(2)会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

例えば、保有個人データを開示することにより、会員の重要な企業秘密(ノウハウ、セキュリティ、重要な方針等)が明らかになるおそれがある場合、評価・試験、雇用管理等の適正な実施が妨げられるおそれがある場合、労務管理上の正当な交渉に重大な支障を生じさせるおそれがある場合、本人と会員とが原告と被告等との関係のように利益相反関係にあり、開示する方が不当に不利になるおそれがある場合等が挙げられる。

(3)他の法令に違反することとなる場合。

例えば、金融機関が「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」第54条第1項に基づいて、主務大臣に取引の届出を行っていたときに、当該届出を行ったことが記録されている個人データを開示することが同条第2項の規定に違反する場合。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(抜粋)

第54条第1項 金融機関等が業務において収受した財産が犯罪収益等である疑いがあると認められる場合においては、速やかに主務大臣に届け出なければならない。

第54条第2項 金融機関等は、前項の規定による届出を行おうとすること又は行ったことを当該届出に係る取引の相手方又はその者の関係者に漏らしてはならない。

雇用管理に関する保有個人データの取扱いに関しては、あらかじめ、労働組合等と必要に応じ協議した上で、労働者等本人から開示を求められた保有個人データについて、その全部又は一部を開示することによりその業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当するとして非開示とすることが想定される保有個人データの開示に関する事項を定めなければならない。

(保有個人データの訂正等)【法第26条関連】

第13条 会員は、本人から、保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって訂正等を求められた場合には、訂正等を行わなければならない。訂正等を行った場合には、その内容を本人に対し、遅滞なく通知しなければならない。ただし、利用目的から見て訂正等が必要でない場合や誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行う必要はない。なお、その場合には、遅滞なく、訂正等を行わない旨を本人に通知しなければならない。また、他の法令の規定により特別の手続が定められている場合には、当該特別の手続が優先されることとなる。

「訂正等」とは、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除をいう。

(保有個人データの利用停止等)【法第 27 条関連】

第 14 条 会員は、本人から保有個人データの目的外利用又は不正な取得により保有個人データの利用の停止又は消去が求められた場合、及び本人の同意のない第三者提供により保有個人データの第三者提供の停止が求められた場合には、当該措置を行わなければならない。なお、当該措置を行った場合には、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

ただし、違反を是正するための必要な限度を超えている場合や当該指摘が正しくない場合には、利用の停止等を行う必要はない。なお、その場合には、遅滞なく、利用の停止等を行わない旨を本人に通知しなければならない。

(理由の説明)【法第 28 条関連】

第 15 条 会員は、保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正・利用停止等において、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するように努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)【法第 29 条関連】

第 16 条 会員は、開示等の求め において、その求めを受け付ける方法について以下の事項を定めることができる。また、その求めを受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む)においておかななければならない。なお、会員が開示等の求めを受け付ける方法を合理的な範囲で定めたときで、求めを行った者がそれに従わなかった場合は、開示等を拒否することができる。

- (1)開示等の求めの受付先。
- (2)開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む)の様式、その他の開示等の求めの受付方式。
- (3)開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認の方法。
- (4)保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データを開示する際に徴収する手数料の徴収方法。

「開示等の求め」とは、保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、保有個人データの利用の停止又は消去、保有個人データの第三者への提供の停止の求めをいう。

会員は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、自己のデータの特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求めることができる。なお、本人が容易に自己のデータを特定できるよう、自己の保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便性を考慮しなければならない。

会員は、開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、必要以上に煩雑な書類を求めることや、求めを受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定すること等して、本人に過重な負担を課することのないよう配慮しなければならない。

(手数料)【法第 30 条関連】

第 17 条 会員は、当該保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示を求められたと

きは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定めることができる。また、手数料の額を定めた場合には、本人の知りうる状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置いておかなければならない。なお、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を決めなければならない。

第4章 苦情の処理

（苦情の処理）【法第31条関連】

第18条 会員は、個人情報（雇用管理に関する個人情報を含む）の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うにあたり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。なお、必要な体制の整備に当たっては、日本工業規格 JISZ9920「苦情対応マネジメントシステムの指針」を参考にすることができる。